

工事成績採点の考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目に「レ点」を付すこと。

(共通・監督員用)

評価項目	細別	a		b	c	d		e		
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である。		ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。		不適切である。		
		該当	評価	「評価対象項目」			評価	評価		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1. 契約書第18条に基づく設計書の照査を行い施工がなされている。			<input type="checkbox"/>	16. 施工管理に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/>	17. 施工管理に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2. 施工計画書と現場施工方法が一致している。			上記項目に該当すれば ・・・d	上記項目に該当すれば ・・・e		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3. 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。						
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4. 建設機械等の使用及び調達計画が十分なされ管理されている。						
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5. 工事材料の品質に影響がないよう保管している。						
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6. 日常の出来形管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時的確に行っている。						
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7. 日常の品質管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時的確に行っている。						
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8. 現場内の整理整頓を日常的に行っている。						
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9. 工事用資材等の見本、品質管理証明書等、工事写真等が日常的に適切に整理されている。						
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10. 段階及び立会確認が適時的確に行われている。						
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11. 工事記録の整備が適時的確になされている。						
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12. 建設副産物の再利用等への取組を適切に行っている。						
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13. 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14. 「施工プロセス」のチェックリストで指摘事項がなかった。								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15. その他（理由： ）								
		該当項目の内達成項目が90%以上……………a								
		該当項目の内達成項目が80%～90%未満……………b								
	評価率	該当項目の内達成項目が80%未満……………c								
	評 定	※該当項目が2項目以下の場合はc評価とする。								
	点 数									

工事成績採点の考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目に「レ点」を付すこと。

(共通・監督員用)

評価項目	細別	a	b	c	d	e					
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	□	1. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。	□	2. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。	□	3. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□	4. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行った。	□	5. 契約書第16条に基づき、工事監督員が改造の請求又は破壊検査を行った。
		<p>1. 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>2. 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>3. 出来形管理とは、「工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。</p>						<p>上記項目に該当すれば ・・・ d</p>	<p>上記項目に該当すれば ・・・ e</p>		
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">評 定</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評定点数</td> <td></td> </tr> </table>		評 定		評定点数					
評 定											
評定点数											

工事成績採点の考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目に「レ点」を付すこと。

(共通・監督員用)

評価項目	細別	a	b	c	d	e				
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	□	□	□	□	□				
		<p>1. 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。</p> <p>2. 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。</p> <p>3. 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。</p> <p>4. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行った。</p> <p>5. 契約書第16条に基づき、工事監督員が改造の請求又は破壊検査を行った。</p>				<p>上記項目に該当すれば ・・・ d</p>	<p>上記項目に該当すれば ・・・ e</p>			
		<p>1. 品質の評定は、工事全般を通じて評価するものとする。</p> <p>2. 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。</p> <p>3. 品質管理とは、「工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。</p>								
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">評 定</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評定点数</td> <td></td> </tr> </table>		評 定		評定点数				
評 定										
評定点数										